

国立大学法人滋賀医科大学危機管理規程

平成20年2月13日制定

令和4年5月13日改正

(目的)

第1条 この規程は、滋賀医科大学（以下「本学」という。）において発生する多様な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制及び危機への対応等に関する事項を定め、もって本学の学生及び職員並びに附属病院の患者等の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生及び職員等 本学の学生、役員、職員、附属病院の患者及び本学において業務を行なうことが認められている者をいう。
- (2) 関係部署 各学科、附属病院、附属図書館、保健管理センター、学内教育研究施設及び事務局をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規程に定める危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生及び職員等の安全に関わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的信頼を損なう事象
- (5) その他前各号に類するような事象

(学長の責務等)

第4条 学長は、本学における危機管理を統括し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 理事又は事務局長は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

3 職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(学長が不在の場合の措置)

第5条 学長が出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名する理事又は事務局長が、この規程に基づき、危機管理に対応するものとする。

(危機管理委員会)

第6条 学長は、本学における危機管理に関し必要な事項を審議するため、危機管理委員

会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

（危機事象の通報等）

第7条 職員は、緊急に対応すべき事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、関係部署の長に通報しなければならない。

2 関係部署の長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、対応方針を協議しなければならない。

（対策本部の設置）

第8条 学長は、危機事象の対応のために必要があると判断する場合は、次の各号に掲げる業務を行うため、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

（1）危機管理において必要な対策の決定及び実施

（2）危機の情報収集及び情報分析

（3）学生及び職員等への危機に関する情報提供

（4）危機に関する関係機関との連絡調整

（5）危機に関する報道機関への情報提供

（6）その他危機への対応に関する必要な事項

2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

（2）副本部長は、理事又は事務局長の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。

（3）本部員は、理事又は事務局長、関係部署の長、その他必要な者をもって充てる。

3 対策本部の事務は、総務企画課が主管し、関係部署の職員が参画するものとする。

4 対策本部は、本部長が危機の終息宣言を行ったときに解散するものとする。

（対策本部の権限等）

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対応しなければならない。

2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その危機事象の対応に当たり、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び関係委員会（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の諸規程により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、危機事象の対応の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

（関係部署における危機への対応等）

第10条 関係部署の長は、当該部署のみに係る危機であって当該部署限りで対応すること

が適切と判断する事象については、その内容、対応方針、対応状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長は、当該部署の長の判断にかかわらず対策本部を設置することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、危機管理に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。